

○城里町建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領

令和元年9月11日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における最低制限価格の決定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象工事は、一般競争入札で行う建設工事のうち予定価格5千万未満のものとする。

2 町長が最低制限価格を定める請負契約とすることが適当でないと認めるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格 最低制限価格の決定を行う場合に算出の基礎となる額をいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数 乱数を使用して無作為（ランダム）に算出される「0.9950」から「1.0049」までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。
- (3) 最低制限価格 最低制限基本価格の110分の100に相当する額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額をいい、その額を下回る額で入札したものを失格とするものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内とし、当該算出した価格が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2の額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(最低制限基本価格の決定)

第4条 最低制限基本価格の決定に当たっては、次の各号に定める算定方法に基づき算定する。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（1万円未満切捨て）に、100分の110を乗じて得た額を算定する。ただし、当該算定して得た額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格の10分の9.2の額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5の額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費（契約保証費を含む）の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建築工事にあつては、上記(1)のア及びウを次に掲げる額とする。なお、建築工事には、電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含むものとする。

ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じた額）に10分の9.7を乗じて得た額

イ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

（最低制限価格書の取扱い）

第5条 予算執行者等は、前条の規定に基づき決定した最低制限価格基本価格を記載した書類を密封し、開札の際にこれを開札場所におかなければならない。

（無作為（ランダム）係数等の決定及び記録）

第6条 入札執行者は、入札締め切り後から開札までの間に入札立会人にくじを引かせ、無作為（ランダム）係数表（別表。以下「係数表」という。）に基づき無作為（ランダム）係数を決定するものとする。

2 前項のくじ引きは、係数表の縦軸（アルファベット）の決定及び横軸（算用数字）の決定の2回行うものとする。

3 入札執行者は、前2項に基づき決定した無作為（ランダム）係数及び当該係数と最低制限基本価格から算出した最低制限価格について、最低制限価格書（別記様式）に記載し、入札立会人にその内容を確認と署名を求めるものとする。

（無作為（ランダム）係数の公表）

第7条 前条の規定に基づき決定した無作為（ランダム）係数は、契約締結後契約主管課において入札参加者のうち希望者に口頭により公表できるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年10月1日以降に告示する一般競争入札から適用する。

附 則（令和4年令和4年城里町告示第42号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、令和4年4月1日以後に告示する一般競争入札について適用する。

附 則（令和5年告示第72号の23）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第194号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

無作為（ランダム）係数表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A	0.9950	0.9951	0.9952	0.9953	0.9954	0.9955	0.9956	0.9957	0.9958	0.9959
B	0.9960	0.9961	0.9962	0.9963	0.9964	0.9965	0.9966	0.9967	0.9968	0.9969
C	0.9970	0.9971	0.9972	0.9973	0.9974	0.9975	0.9976	0.9977	0.9978	0.9979
D	0.9980	0.9981	0.9982	0.9983	0.9984	0.9985	0.9986	0.9987	0.9988	0.9989
E	0.9990	0.9991	0.9992	0.9993	0.9994	0.9995	0.9996	0.9997	0.9998	0.9999
F	1.0000	1.0001	1.0002	1.0003	1.0004	1.0005	1.0006	1.0007	1.0008	1.0009
G	1.0010	1.0011	1.0012	1.0013	1.0014	1.0015	1.0016	1.0017	1.0018	1.0019
H	1.0020	1.0021	1.0022	1.0023	1.0024	1.0025	1.0026	1.0027	1.0028	1.0029
I	1.0030	1.0031	1.0032	1.0033	1.0034	1.0035	1.0036	1.0037	1.0038	1.0039
J	1.0040	1.0041	1.0042	1.0043	1.0044	1.0045	1.0046	1.0047	1.0048	1.0049